

すべてのひとは、生まれたときから、大切な権利を持っています。

自分自身の権利について理解を深め、権利に基づいて行動することが重要です。

一人ひとりの権利が大切にされることで、すべてのひとにやさしいまちづくりが実現します。

こことよ (とよた子どもの権利相談室)

豊田市は、子どもの権利の侵害についての相談窓口として、子どもの権利相談室を置いています。

嫌な思いをしたり、苦しんだり悩んだりしたら、1人で悩まず、ぜひ電話してください。秘密は守ります。

子どもの権利相談員が、相談者の気持ちや考えを受け止め、いっしょに解決を目指します。



フリーダイヤル

なくな

きゅうさい

0120-797-931



◆相談はメールでもできます◆

kodomo-soudan@city.toyota.aichi.jp

(水・木・土 午後1時～午後6時)
(金……………午後1時～午後8時)

こことよ

検索

●問い合わせ先●

豊田市 こども・若者部 こども・若者政策課

電話 0565-34-6630

FAX 0565-34-6938

Eメール kowaka@city.toyota.aichi.jp

中学生～
(18歳未満)

豊田市 子ども条例

子どもにやさしいまちづくりのために



子ども条例マスコットキャラクター テルコ

内容

子ども条例を制定した理由は？

子どもにやさしいまちとは？

子どもにとって大切な4つの権利とは？

子どもの育ちを支えるみんなの役割とは？

★
豊田市

子ども条例を制定した理由は？

- ・条例とは、市の「法律」にあたるもので、市民みんなが守るべき約束ごとです。
- ・豊田市は、子どもの権利を保障し、社会全体で子どもの育ちを支え合うことで、子どもにやさしいまちを実現するため、この条例を定めました。

※「子ども」とは、18歳未満の人をいいます。

年齢が18歳・19歳でも、高等学校等に在学していたり、児童福祉施設に入所していたりする人を含みます。

子どもにやさしいまちとは？

- ・子どもが幸せに暮らすことができるまち。
- ・大人が、子どもにとって一番よいことは何かを考え、みんなで子どもの育ちを支えるまち。
- ・子どもと大人が、お互いに学び合い、育ち合う関係のなかで、力を合わせてよりよい社会をつくるまち。



名前はテルコ。
(テルコ=テルドレンのテル+子どものコ)
子ども条例のPRをしているよ。
ちなみに、ニット帽のデザインは、ひまわりの種。よろしくね！

子どもにとって大切な4つの権利とは？

あらゆるとき、あらゆる場所において、これらの権利が大切なものとして保障されます。

①安心して生きる権利【子ども条例 第5条】

- ・命が守られ、かけがえのない存在として大切にされること
- ・愛情と理解をもってはぐくまれること
- ・あらゆる差別や不当な不利益を受けないこと
- ・いじめ、虐待、体罰などのあらゆる暴力や過度なストレスから心と体が守られること など

②自分らしく生きる権利【子ども条例 第6条】

- ・ありのままの自分が認められること
- ・個性が尊重され、その個性を伸ばすことについて支援が受けられること
- ・安心できる場所で休み、自由な時間を持つこと
- ・プライバシーや名誉が守られること など

③豊かに育つ権利【子ども条例 第7条】

- ・遊ぶこと、学ぶこと
- ・保護者と一緒に、食事や会話などの楽しい時間を過ごすこと
- ・芸術、文化、スポーツなどに親しむこと
- ・夢に向かって挑戦し、失敗しても再度挑戦すること など

④参加する権利【子ども条例 第8条】

- ・自分の気持ちや考えを表明すること
- ・年齢や発達にふさわしい活動の機会が用意されること
- ・年齢や発達に応じて意思決定に参加すること
- ・必要な情報を大人や社会に求め、集めること など

いろいろな権利があるね！
まずは、自分の権利を大切にしよう！
そして、お互いに権利を
尊重し合うことが大切だね。



子どもの育ちを支えるみんなの役割とは？

子どもと大人が協力して、
子どもにやさしい
まちづくりを進めます。

子どもたち (権利の主体)

自分の権利を大切にするように努めること
他者の権利を尊重するように努めること

保護者

子育ての第一義的責任を持つこと
子どもにとって最もよいことを考えて援助や指導をすること
子どもの気持ちを受け止め、
十分に話し合うこと など

市

条例と子どもの権利について広く知らせること
子どもの権利が保障されるよう努めること
子どもに対する虐待の予防と早期発見に取り組むこと
子どもの意見表明や参加を促進すること
子ども会議を設置すること
子ども総合計画を策定すること など

市民

地域のなかで子どもを見守ること
地域の活動に子どもの意見を取り入れること
子どもの居場所づくりに努めること など

育ち学ぶ施設 (子どもを対象とする教育施設、福祉施設など)

子どもの年齢や発達に応じて援助や指導をすること
子どもの主体的な活動を支援すること
いじめを防止し、相談しやすい環境を
整備すること など

子どもにやさしいまち

事業所 (事業活動を行うすべての人、団体)

子育てしている家庭に気を配ること
仕事と子育ての両立を支援すること
有害・危険環境から子どもを保護すること など

子ども会議【子ども条例 第20条】

豊田市は、子どもにやさしいまちづくりについて、子どもの
意見を聴くために、子ども会議を置きます。

子ども会議では、小学
生から高校生までの子
ども委員が、テーマにつ
いて話し合い活動をして
います。

活動をとおしてまとめ
た意見は、市に対して提
言することができます。

